

香美市障害者自立支援協議会 子ども支援部会設置基準

<背景>

- 1 本市においては近年、障害児通所支援サービスの利用が進んできたが、①相談の流れや申請受付、②障害児相談支援事業所と障害児通所支援事業所との連携・協働、③支援内容や事業効果の現場における様々な課題が見えてきた。
- 2 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加しており、医療的ケア児支援を図る関係機関等の「協議の場」の設置が求められている。

<目的>

- 1 教育と保健、福祉の現場で働く者同士が、協働することができるように相互に理解することができる場を提供する。
- 2 相談支援事業所と障害児通所支援事業所が、支援の実施方法をより多角的に考えることができるように、連携を図る場を提供する。
- 3 重症心身障害児者、医療的ケア児及びその家族への支援体制整備の充実を図るにあたり、医療、保健、障害福祉、保育、教育の各関係機関が連携を図るための協議の場を提供する。

<開催頻度>

年2回の情報共有を基本としつつ、個別の事案が発生した場合は随時開催する。

<部会長>

部会長を互選により選出する。

部会長は本会を総務し、香美市障害者自立支援協議会において専門部会の活動内容を報告する。

<事務局>

事務局を香美市福祉事務所社会福祉班に設置する。

<構成>

放課後等デイサービス事業所 白ゆり

保育所等訪問支援事業所 すきつぶ

山田特別支援学校

地域活動支援センター「香美」

中央東福祉保健所：健康障害課

教育委員会：学校教育班

幼保支援班

教育研究所

健康介護支援課

福祉事務所

協議内容に応じて専門職やアドバイザー等をオブザーバーとして参加させることができる。

<その他>

本基準は、令和3年12月1日から施行する。